

尾道市子どもの居場所づくりネットワーク会則

(名称)

第1条 この会は、尾道市子どもの居場所づくりネットワークと称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、尾道市門田町2番5号 尾道市総合福祉センター内 社会福祉法人尾道市社会福祉協議会サポートセンターに置く。

(目的)

第3条 この会は、すべての子どもが夢と希望を持って成長することができ、また、地域の中で子育て世代が孤立することなく安心して生活できるよう、子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所づくり事業に取り組む団体等の支援とネットワークづくりを行う。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 尾道市内で、子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所づくり事業を、実施又は実施予定の団体間の交流、情報共有、研修、広報啓発
- (2) 人材や食材のマッチング等

(入会要件)

第5条 入会する団体等については、下記の要件を満たすものとする。

- (1) この会の目的に賛同すること。
- (2) 尾道市内で子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所づくり事業を実施、又は実施予定であること。
- (3) 宗教活動又は政治活動、並びに営利を目的としないこと。

(入退会等)

第6条 入会しようとする団体等は、入会申込書（様式1）団体情報シート（様式2）及びホームページ掲載情報（様式3）を提出すること。

2 退会しようとする団体等は、退会届（様式4）を提出すること。

3 団体情報シートに記載されている情報に変更が出た場合は、すみやかに修正した団体情報シートを提出すること。

4 第5条の要件を満たさなくなった団体や、公序良俗に反する行為のあった団体については、事務局の判断により退会させることができる。

(会議)

第7条 加入団体、支援機関等による会議を開催し、情報や課題の共有を行う。

(変更)

第8条 この会則は、会議において出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない。

附 則

この会則は、令和2年8月1日から施行する。